

海外出張報告書

平成27年12月7日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

静岡地方裁判所判事

細矢 郁

東京地方裁判所判事補

宮端謙一

私たちは、平成27年11月5日から同月10日までの間、オーストラリア（シドニー）に第28回ローエイシア大会参加のため出張しました。その概要は次のとおりです。

記

第1 出張の概要

1 出張先及び目的

(1) 出張先

シドニー（オーストラリア）

(2) 目的

第28回ローエイシア大会への出席

2 期間

平成27年11月5日（木）から同月10日（水）まで

3 日程

11月5日（木） 羽田空港発

11月6日（金） シドニー着

11月6日（金）～9日（月）

第28回ローエイシア大会への出席

11月9日（月） シドニー発

11月10日（火） 羽田空港着

第2 第28回ローエイシア大会（以下「本大会」という。）の概況等

1 ローエイシアについて

ローエイシア (LAWASIA) は、アジア太平洋地域の法律家団体、裁判官を含む法律家、法律研究機関等からなる国際機関であり、その目的は、アジア太平洋地域の法律家等の相互交流を図り、関係を強化することなどとされている。

1966年に設立され、年1回の総会のほか、テーマごとのシンポジウムが開催されている。

日本からは、日弁連及び日本法律家協会が団体会員として加盟しており、鈴木五十三弁護士がローエイシアの会長を務めていたが、本大会を最後に交代することが発表された。

また、アジア太平洋最高裁判所長官会議 (Conference of Chief Justices of Asia and the Pacific) が、2年ごとにローエイシアの総会と並行して、同時期、同都市で開催されることとなっており、本大会はその年次に該当し、本大会の開会式には、上記会議の長官等が列席された。

2 本大会の概要

本大会には、27の国と地域から300名弱の参加者が登録されており、開催国のオーストラリアから91名、次期開催国のスリランカから44名の登録があり、日本からは、上記2か国に続いて3番目に多い36名が登録していた。

参加者の大半は弁護士であるが、日本、オーストラリア、フィジー、フィリピン及び米国からは、裁判官が参加した。

第3 各プログラムの概要

1 本大会のテーマは、「アジア太平洋地域における国境をまたいだ法と実務」(Cross-border law and practice in the Asia-Pacific) であり、近時のアジア太平洋地域における経済的な連携強化の流れを踏まえたテーマが設定されているように感じられた。

全てのプログラムは、シドニーの中心部にあるヒルトン・シドニーで行われ、プログラムの合間にある昼食は全て用意されていた。

本大会の参加者は、開会式直前に行われる参加登録時に、パンフレットのほ

か、プログラムのレジュメ等のデータが収納されたU S Bメモリーを受け取ることができた。また、大会中に更新されたレジュメ等の資料は、ローエイシアのウェブサイト上に隨時掲載されることとなっており、パンフレットに記載されているパスワードを入力して閲覧、入手することができた。そして、参加者は、会場でWi-fiを介してインターネットを利用することができたため、パソコンを持ち込んでいると、適宜レジュメを参照することができる。

参加者は、全体会として行われるプログラムのほか、並行して複数開催される分科会に参加することが予定されており、どの分科会に参加するかは、各自に任されている。本大会において開催された分科会のテーマは、次のとおりである。

2日目：国際通商（International commerce）、知的財産法（Intellectual property law）、司法討議（Judicial forum）、税制（Taxation）、環境と資源（Environment & resources）、弁護士業務の国際化（The internationalization of legal practice）、商取引と人権（Business & human rights）

3日目：国際的な投資関連協定（ISDS）、不動産と取引法（Real estate & transactions law）、司法に携わる職場での機会均等（Equal opportunity in the legal workplace）、知的財産（Intellectual property）、家族法（Family law）、法律事務所の経営（Law office management）、国境をまたぐ吸収・合併における個人情報及びプライバシーの問題（Personal data and privacy issues in cross-border M&A transactions）、模擬裁判（Lawasia international moot competition）

4日目：不動産と取引法（Real estate & transactions law）、雇用法（Employment law）、アジア太平洋地域におけるプライバシー問題（Privacy issues in the Asia-Pacific region）

以下、当職らが参加したプログラムの概要を報告する。

2 1日目

- (1) 午後5時から開会式が開催され、鈴木会長、オーストラリア法律審議会会長 (Mr. Duncan McConnel, President, Law Council of Australia) 及びオーストラリア最高裁判所長官 (The Honorable Robert French AC, Chief Justice of the High Court of Australia) の歓迎スピーチに続き、オーストラリア司法長官 (Senator, the Honorable George Brandis QC, Attorney General for Australia) の基調講演が行われた。
- (2) その後、立食形式の歓迎レセプションが催され、各国からの参加者と交流の機会を持つことができた。ローエイシアにおいて中心的に活動されている鈴木会長と原田明夫弁護士（元検事総長）は、日本から裁判官が参加していることをご存知であり、好意的に受け止めておられる様子であった。

3 2日目

- (1) 全体会として、「テロへの法的対応」 (The legal response to terrorism) と題する基調講演と、「法律家、抗議運動と政治活動」 (Lawyers, protest and politics) をテーマとしたパネルディスカッションが行われた。「テロへの法的対応」では、本年10月にシドニーで警察職員が射殺された、テロの疑いがあるとされた事件に関する動向を紹介しながら、適正手続の保障とテロ事件に適用される法とのバランスの重要性等についての考えが述べられた。近年のテロが頻発する情勢の中で、理性的な分析がされており、法律家の会合にふさわしい講演であると感じられ、興味を持って聴くことができた。そして、「法律家、抗議運動と政治活動」では、前マレーシア弁護士会会长 (Mr. Christopher Leong, Immediate past President, Malaysian Bar) と前スリランカ弁護士協会会长 (Mr. Upul Jayasuriya, Immediate past President, Bar Association Sri Lanka) をパネリストとして、弁護士会と政府との関係などについて、自らの活動経験を踏

まえながらの熱心な討論がされた。

(2) その後、分科会が行われ、当職らは、「国際通商」、「税制」及び「商取引と人権」に参加した。

ア 「国際通商」では、日本、香港、オーストラリア及びカザフスタンのスピーカーから、それぞれの国や地域における投資環境や法整備の状況、自由貿易協定に伴う法的整備等についての報告がされた。日本からは、元東京高裁部総括判事の高木新二郎弁護士が、国境をまたぐ私的整理手続についての現況や課題についての研究結果の報告を行った。各スピーカーからの報告を聴き、国際取引における紛争処理の枠組み等が必ずしも整備されていない現状についての認識を新たにすることができ、そのような取引等において裁判所や法律家が果たすべき役割について考えさせられた。

イ 「税制」では、インド、フィリピン、シンガポール、マレーシア及びオーストラリアのスピーカーから、移転価格税制や租税条約、二重課税の問題等、国際取引に伴って課される各国の税の仕組み等についての報告がされた。アジア太平洋地域において、TPPなどの貿易協定が締結されることに伴い自由貿易や国際投資が促進される流れの中で、税制についても国際的に協調していく必要があるのではないかと感じた。

ウ 「商取引と人権」では、日本から東澤靖教授（弁護士）が、「ビジネスと人権に関する国連フレームワーク」（UN Guiding Principles）を紹介しつつ、国境を越えて企業活動をする際には、人権保護の観点から上記フレームワークが有益であることや、企業活動に伴う人権問題に弁護士等が積極的に関わっていく必要がある旨の報告を行った。そのほか、オーストラリア及び英国のスピーカーから、弁護士や法律事務所が企業活動に携わる中で、顧客のニーズだけではなく、独自に果たすべき役割がある旨の報告がされた。

(1) 全体会として、「宗教と法」(Religion and the law)をテーマにセッションが行われた。このテーマは、前大会に開催されたあるセッションにおいて、マレーシアの参加者から、宗教の問題を脇において議論することについて疑問が呈されたことを機に設けられたものであるとの説明があった。

イスラエルとマレーシアのパネリストから、それぞれの国の制度や仕組みが、どのように宗教と結びついており、どのように中立的とされているかについての報告がされた。

日本においてあまり意識しない、国家と宗教との関わり合いについて考えさせられる内容のものであった。

(2) その後、当職らは、「国際的な投資関連協定」、「家族法」及び「国境をまたぐ吸收・合併における個人情報及びプライバシーの問題」の各分科会に参加した。

ア 「国際的な投資関連協定」では、日本、オーストラリア及び米国のスピーカーから報告がされた。

自由貿易協定の中に、海外の投資家と国との間で生じる紛争解決方法についての条項が組み込まれるようになり、投資家と国との間における仲裁申立て件数が増加するなど、国際的な投資関連協定の存在感が高まっていることや、TPP交渉の進展などの情勢を踏まえ、オーストラリアでは、かかる協定についての関心が高まっていることが報告された。また、かかる投資協定は、国内保護の観点からとった政策が海外の投資家から扱いが公平でないなどとして申し立てられることがあるなど、政治問題化しやすく、インドネシアでは、投資協定に対する世論の反発が高まり、各国との協定を打ち切る方針をとるに至ったことも紹介された。

イ 「家族法」では、日本のスピーカーとして、今里恵子弁護士から、日本におけるハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）加盟後の運用の実情についての報告がされた。米国のスピーカーからは、米

国における離婚後の親権問題をテーマにした報告がされた。信仰する宗教が異なる両親が離婚し、子が共同親権に服した場合、親の子に対する宗教活動を制限し得るのかといった、日本ではほとんど議論がされない問題についても報告がされた。香港のスピーカーからは、家族間の紛争を裁判外で交渉によって解決を図る Collaborative law について、オーストラリアのスピーカーからは、各国の相続法の制度や運用実態についての報告がそれぞれされた。

ウ 「国境をまたぐ吸収・合併における個人情報及びプライバシーの問題」では、各スピーカーから、日本、EU、ドイツ、インド及びイスラエルにおける個人情報保護に関する法律や仕組みについての報告がされた。いずれの地域においても、程度の違いはあるものの、個人情報保護のための制度が発展してきていることが理解できた。

5 4日目

- (1) 全体会として「法領域としてのアジア」(Asia as a law area)とのテーマで、オーストラリア連邦裁判所所長(The Honorable JLB Allsop AO, Chief Justice, Federal Court of Australia)の講演と、「死刑と人権」(Death sentence and human rights-Indian accord)のテーマで、主にインドにおける死刑制度と人権をテーマとしたセッションが行われた。
- (2) その後、マイケル・カービー元オーストラリア連邦判事による「なぜ法律家は、我々の地域における反LGBT法の改革を支援する責任を負っているのか」(Why lawyers have responsibilities to help reform anti-LGBT laws in our region)と題する講演が行われた。同元判事は、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会委員長を務められたこともある著名な方である。自身がゲイであることを公表しており、深い知識に裏打ちされたLGBT問題の現状や課題について、説得的に論じられている印象を受けた。アジア太平洋地域は、アフリカに次いで、LGBT問題に対し消極的な地域である

とされ、現在でも同性愛者の性的行為を刑罰として存置している国々が数多くあることについての強い懸念が示された。

(3) その後、当職らは、「雇用法」の分科会に参加した。

日本からは、元裁判官である森倫洋弁護士が、近時の日本の労働契約法、職業安定法、労働者派遣法の各改正等についての報告を行った。また、オーストラリア、インドネシアのスピーカーから、それぞれの国の労働法制やその実情についての報告がされた。

(4) 続いて、昼食を挟んで、全体会として「裁判官と弁護士の間の交流」(Interaction between the judiciary and the profession)というテーマでのセッションが行われ、各国における裁判官と弁護士との付き合い方についての討論がされた。程度の差はあるものの、各国の裁判官も、当職らと同じように、中立性に疑義が生じないよう、弁護士との付き合い方に気を遣っていることがうかがわれた。

なお、このセッションは、アジア太平洋最高裁判所長官会議に参加されている長官等も出席されることとなっていた。

(5) 最後に閉会式が執り行われた。

第4 全体の所感

4日間という短い期間ではあったが、全体会や分科会のほか、それらの合間の昼食時間や軽食をとりながらの休憩時間において、他の参加者と交流することもでき、充実した密度の濃い日程を過ごすことができた。

アジア太平洋地域では、今後も経済的に発展し、TPP等の自由貿易協定の合意に伴う国際取引や国際投資の増加が見込まれ、国際的なルール作りの必要性が高まっていくことは間違いないと思われる。必ずしも法整備が整っておらず、司法インフラが不十分な国々もある中で、司法制度が充実しているといえる日本が果たすべき役割は大きいという実感も得られた。本大会をみても、経済規模が大きい国々の中でも、日本は、参加者の数だけではなく、積極的に関



わっている弁護士も多く、その存在感は大きいように思われる。

また、様々な文化、宗教を背景にした国々が参加しているものの、参加者間には、一体感があるよう感じられた。例えば、センシティブなテーマである宗教を扱ったセッションにおいても、冷静に議論することができていた。これは、参加者が皆法律家であり、法的思考という共通の基盤を有していることが要因として挙げられるように思われ、国際的な問題を解決したり、国家間の関係を密にしていくに当たり、法律家が果たすことができる役割は大きく、ローエイシアのような枠組みも貴重であると思われた。

本大会を通じ、自然と広い視野で物事を考える機会を得ることができ、アジア太平洋地域で起きている事象を体感することもできた。このような貴重な経験を今後の執務にも役立てたいと思う。

以上